

石綿含有廃棄物等処理マニュアル第3版の主な改定箇所

第3版の公表に当たり、主な改定箇所としては以下のとおりです。

<第1章 総則>

■「1.1 目的」

- 今回の改定の検討に至った背景として、大気汚染防止法や石綿障害予防規則の改正があった旨、特に大気汚染防止法において全ての石綿含有建材が規制対象になり、石綿含有仕上塗材が新たに区分され、石綿含有けい酸カルシウム板第1種が石綿含有成形板等の中で別途定められた旨などについて説明を追記

■「1.2 定義」

- 石綿含有吹付け材や石綿含有保温材等が廃棄物となったものの定義について、解体等対策徹底マニュアル¹の記載も踏まえて更新
- 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは石綿含有廃棄物になることを示しつつ、石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的石綿の飛散性の高いおそれのあるものである旨を注記
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種が廃棄物となったものは石綿含有廃棄物になることを示しつつ、石綿含有成形板が廃棄物となったものの中でも比較的石綿の飛散性の高いおそれのあるものである旨を注記
- 石綿含有廃棄物が排出される解体等工事において廃棄される石綿が付着しているおそれのある用具又は器具の廃棄物の取扱いについて追記しつつ、付着物は石綿含有廃棄物の中でも比較的石綿の飛散性の高いおそれのあるものである旨を注記
- 石綿含有廃棄物が「石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」とされている考え方について明記（「3.1 解体時等の留意点」でも再掲）
- これまでの石綿含有廃棄物は、主に「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」に該当していたところ、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは「汚泥」に該当する可能性がある旨を追記

¹ 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月。厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課・環境省水・大気環境局大気環境課作成。）

- 石綿含有廃棄物に定義上該当しない石綿含有家庭用品の廃棄物について、過去の通知等を紹介しつつ、コラムとして記述
- 廃棄物処理法施行令に定められる「石綿建材除去事業」が、大気汚染防止法に定められる「届出対象特定工事」に該当する旨などについて説明を更新

<第2章 計画>

■「2. 2 石綿有無の事前確認」

- 大気汚染防止法や石綿障害予防規則における石綿の事前調査に関する記載や石綿含有建材に関する情報を更新・追記

■「2. 4 処理経路」

- 石綿含有廃棄物の排出時においても飛散防止措置が必要であることを明記
- 石綿含有廃棄物が木材その他の有機繊維を含んだ廃棄物や汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分する必要があることを明記（「6. 1 最終処分」でも再掲）

<第3章 排出>

■「3. 1 解体時等の留意点」

- 大気汚染防止法、石綿障害予防規則、解体等対策徹底マニュアルの改正等の内容を更新
- 解体等の作業場から搬出後の廃棄物保管場所までの移動において、搬出時に講じた飛散防止措置が保持されること、廃棄物の破砕・切断等を行わないこと等により、石綿の飛散が生じないようにすることを追記

■「3. 3 飛散防止」

- 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有廃棄物の中でも石綿の飛散性が比較的高いおそれがあり、さらに廃棄物の性状から袋の破損等により流出する蓋然性が高いことから、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する旨を注記
- こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい旨を追記

<第4章 収集・運搬>

■「4. 2 分別収集・運搬の基準」

- 石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは二重こん包のまま運搬すること、石綿含有けい酸カルシウム板第1種が切断・破砕されて廃棄物になったものや除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物についても、こん包して廃棄物の露出がないようにすることを追記

<第6章 最終処分>

■「6. 2 受入れ」

- こん包等の飛散防止措置が講じられた石綿含有産業廃棄物を目視等により検査を行う際は、廃棄物がこん包容器等から飛散することがないように留意することを追記
- 最終処分業者が受け入れる石綿含有廃棄物の最大径に上限を設けることは、解体等工事や埋立処分に至るまでの保管・処理において石綿の飛散を生じさせる原因となる可能性があるため、極力控えることが望ましい旨を追記

■「6. 4 埋立方法」

- こん包されて搬入された石綿含有廃棄物は、袋又は容器等に入れたまま埋立を行うようにする旨や埋立時に重機等によりその袋又は容器等を破損しないよう留意する旨を追記